



令和 6 年度 動物取扱責任者研修会

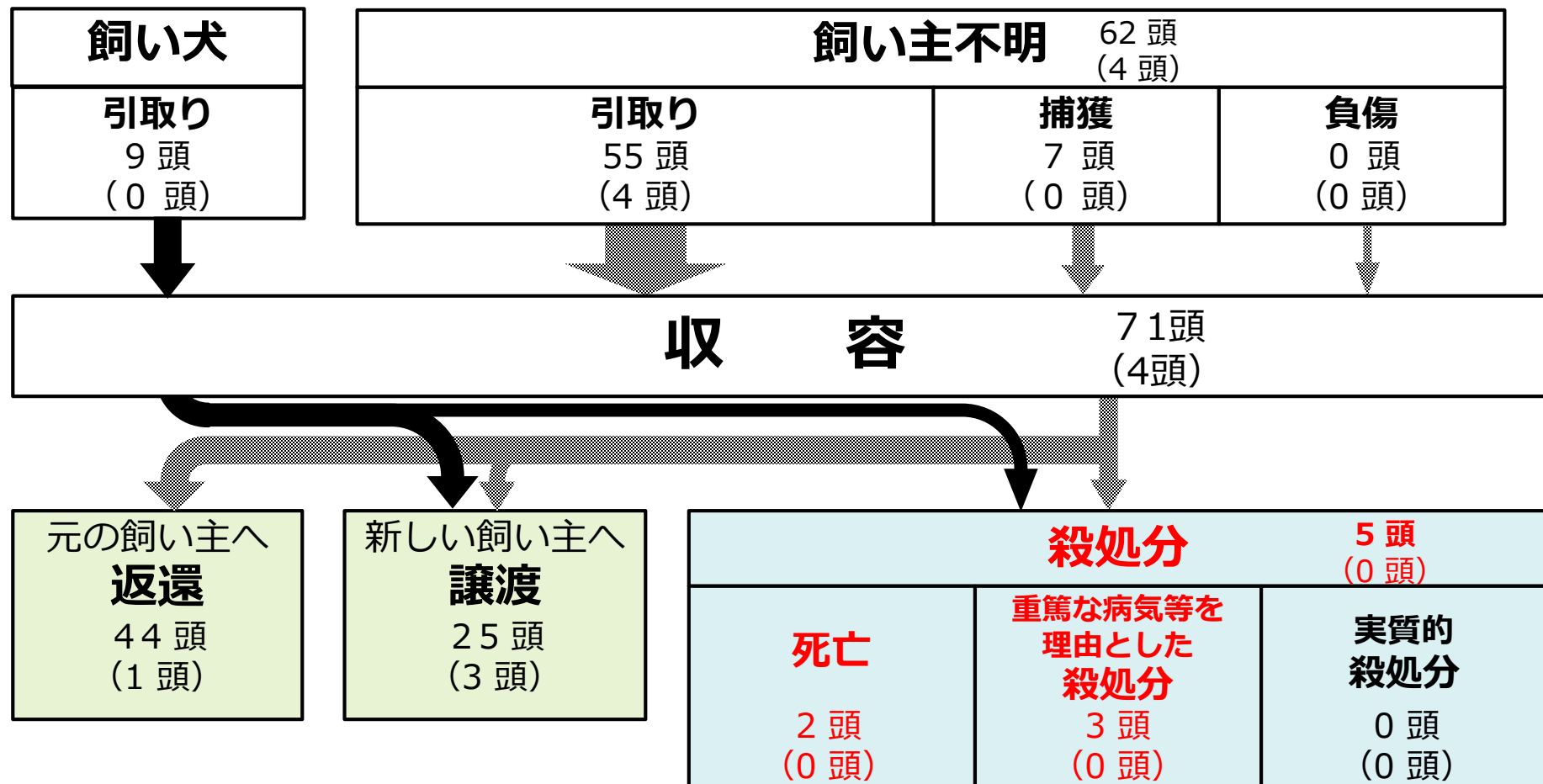


福岡市の犬猫収容措置状況

収容措置状況（R 5）

【犬】

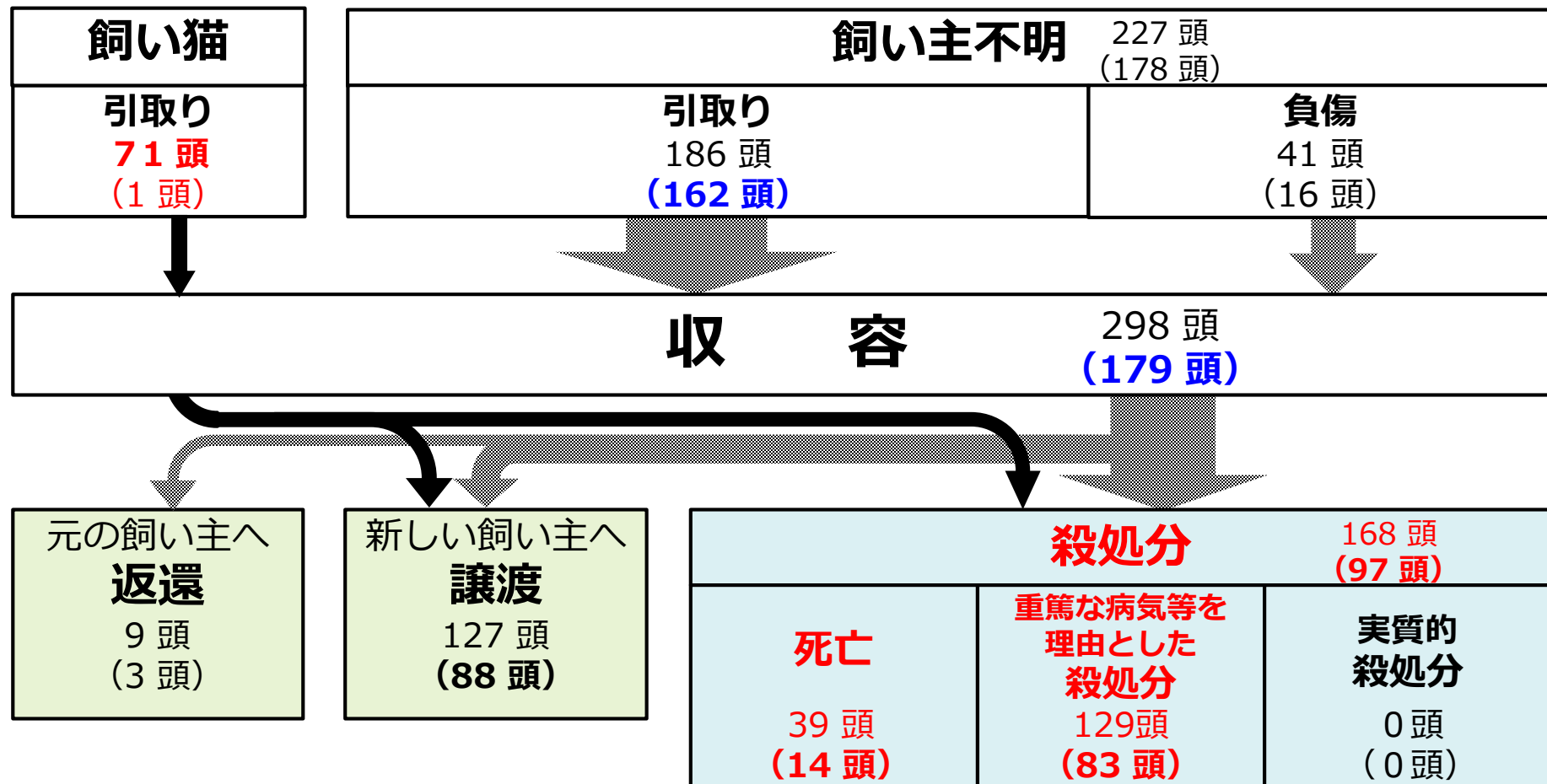
（ ） うち子犬の数



収容措置状況（R 5）

【猫】

（ ）うち子猫の数





各制度のご案内

- (1) 譲渡サポート店制度
- (2) 犬猫パートナーシップ店制度

(1) 譲渡サポート店制度

センターの譲渡犬猫をペットホテルなどの施設で預かっていただき、犬猫の出会いの場として、譲渡のサポートをしていただく制度。

主に**猫の譲渡**のご協力をお願いしています。

HP「**ずっといっしょ.com**」で動物取扱業者の紹介も行っています。

※R5年度の猫の収容頭数は犬の4倍以上。

主な認定基準

- 福岡市内の第一種動物取扱業であり、犬又は猫の飼養施設を有すること。
- センターの譲渡犬猫を施設で預かって飼育し、飼い主さがしをすること。



いつでも募集しています！

(2) 犬猫パートナーシップ店制度

ペットショップで購入するだけでなく、動物愛護管理センターの譲渡犬猫も選択肢の一つであることを市民に啓発することや、適正飼育の推進をしていただく制度。

HP「ずっといっしょ.com」で動物取扱業者の紹介も行っています。

主な認定基準

- 福岡市内の第一種動物取扱業であり、犬猫販売業の登録施設を有すること。
- 飼い主への販売時、以下のことを誓約させた上で販売すること。
 - ①飼育可能な住宅に居住していること
 - ②終生飼育すること
 - ③万一飼えなくなった際は、必ず新たな飼い主を探すこと



ご協力お願いします！



本日の主な研修内容

- ① 従業員の員数規制について
- ② 8週齢規制について
- ③ 台帳の記録と保管について
- ④ 重要事項の説明について
- ⑤ マイクロチップ情報の登録、変更登録について
- ⑥ 狂犬病予防接種の徹底について
- ⑦ 業務停止及び取消事例
- ⑧ 無麻酔下での歯石取りについて



① 従業員の員数規制について

①従業員の員数規制について

- ・令和6年6月1日より、第一種動物取扱業の従業員の員数規制が完全施行
- ・犬又は猫の飼養施設において、職員1人当たりが飼養又は保管をする頭数の上限

犬20頭（うち繁殖犬15頭）

猫30頭（うち繁殖猫25頭）

	第一種事業者	
	犬	猫
令和5年6月1日～令和6年5月31日	25頭 (うち繁殖犬20頭)	35頭 (うち繁殖猫30頭)
令和6年6月1日～令和7年5月31日	20頭 (うち繁殖犬15頭)	30頭 (うち繁殖猫25頭)

※親と同居する子犬・子猫は含まない。

※子犬・子猫は、親と離れた時点で1人当たりの飼養保管頭数に計上する。

*報告書等

「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」

動物取扱業における
犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針
～守るべき基準のポイント～



■ 全体版[PDF 4.72MB]

■ 分割版

- [目次](#)【PDF 314KB】
- [1. はじめに・本書の使い方](#)【PDF 275KB】
- [2. チェックリスト](#)【PDF 398KB】
- 3. 基準の解説
 - [1.飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項](#)【PDF 453KB】
 - [2.動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項](#)【PDF 464KB】
 - [3.動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項](#)【PDF 436KB】
 - [4.動物の疾病等に係る措置に関する事項](#)【PDF 433KB】
 - [5.動物の展示又は輸送の方法に関する事項](#)【PDF 388KB】
 - [6.動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定](#)【PDF 397KB】
 - [7.その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項](#)【PDF 859KB】
- [4. 行政指導・行政処分について](#)【PDF 4.19MB】
- 5. 参考資料
 - [経過措置について](#)【PDF 426KB】
 - [関係法令](#)【PDF 2.6MB】



[登録の【更新】申請はこちら](#)

※オンライン申請を利用する際は添付する必要書類を事前に準備していただく必要があります。申請フォームに移行される前に必要書類（2）～（10）のうち申請される業種に必要な様式を印刷記入し、スキャン又は撮影データをご準備ください。

必要な書類の確認等ご不明な点がございましたら、東部動物愛護管理センターまでご連絡ください。
（TEL：092-691-0131（ガイダンス4番） FAX：092-691-0132）

④ 遵守事項について

動物取扱業を営むには、動物の愛護及び管理に関する法律で定められた基準等を遵守しなければなりません。

詳しくは環境省の「[動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～](#)」のページをご覧ください。

また、わんにゃんよかネット内の[こちらのページ](#)も併せてご覧ください。

⑤ 登録内容の届け出について



②8週齡規制について

8週齢未満の犬猫の販売制限

動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

昭和48年10月1日 法律第105号

- ▶ (幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)
- ▶ 第二十二條の五 犬猫等販売業者(販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。)は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて**出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。**
- ▶ (平二四法七九・追加)

③台帳の記録と保管について

	飼養 施設	個体又は品種 等ごとの帳簿 (※1)	飼養施設 及び動物の 点検状況	繁殖実施状況 ※繁殖する 場合	取引 状況 (※2)
販 売	有	○	○	○	○
	無	○			○
保 管	有		○		○
	無				○
貸出し	有	○	○	○	○
訓 練	有		○		○
	無				○
展 示	有	○	○	○	○
競りあっせん	有		○		○
譲受飼養	有	○	○		○

※ 診断書 （1年以上継続して犬又は猫飼養する場合、1年ごと健康診断を実施）

※ 出生証明書 （犬又は猫が帝王切開で出産した場合）

全て5年間保存



(例)

繁殖を行う犬猫の販売業が調製する台帳

- ① 個体ごとの管理台帳
- ② 繁殖実施状況記録台帳
- ③ 診断書
- ④ 出生証明書
- ⑤ 飼養施設及び動物の点検状況記録台帳
- ⑥ 取引状況記録台帳

台帳の記録と保管について



The image shows a screenshot of a website. At the top is a navigation bar with eight items, each with an icon and text. The fifth item, '動物取扱業について' (About Animal Handling Business), is highlighted with a red box. Below the navigation bar is a large white area containing a list of templates. The first item in this list, '⑦様式集' (Form Collection), is also highlighted with a red box. Under this heading, there are four sub-sections: (1) 帳簿・台帳 (Ledgers/Accounts), (2) 定期報告 (Regular Reports), (3) 診断書 (Medical Certificates), and (4) その他 (Others). Each sub-section contains a list of specific template names, some of which are underlined.

センターについて

犬・猫をお探しの方へ

飼い主の方へ

新着情報

よくある質問

動物取扱業について

特定動物の飼育について

アクセス

⑦様式集

(1) 帳簿・台帳

- 飼養施設及び動物の点検状況記録台帳
- 繁殖実施状況記録台帳
- 取引状況記録台帳（保管・訓練）
- 動物に関する帳簿（販売・展示・貸出・その他）【犬・猫】
- 動物に関する帳簿（販売・展示・貸出・その他）【犬・猫以外】
- 動物に関する貸出時の帳簿（貸出）

(2) 定期報告

- 動物販売業者等定期報告届出書

(3) 診断書

- 診断書（参考例）

(4) その他

- 第一種動物取扱業登録証再交付申請書
- 標識 事業所内
- 標識 事業所外

※わんにゃんよかネットに各種台帳様式の掲載あり

① 個体ごとの管理台帳

用紙(表面)

記入例

犬の名前		所有開始日（飼い始めた日）	
		/ /	
飼養・取得	品種		
	繁殖者の氏名（名称）		
	前飼い主の氏名（名称）	登録番号	住所
販売または引渡	販売（引渡）日	販売担当者氏名	
	販売（引渡）先の氏名（名称）	登録番号	住所
	販売（引渡）先が動物の取引に関する法令に違反していないことの確認 （登録済みの販売業者であること、適切な飼養管理をしていること等）		
	実施済み・未実施		
	顧客への情報提供、対面説明及び顧客による署名確認		
	実施済み・未実施		
死亡	死亡日		

①犬を取得したら
「犬の名前」
「所有開始日」
「飼養・取得」に
記入する

②販売・引渡をしたら
記入する

③犬が死亡したら
記入する

犬の名前 ポチ		所有開始日（飼い始めた日）	
		2019/00/00	
飼養・取得	品種	生年月日	年齢
	チワワ	2018/00/00	1歳
			性別
			オス
			避妊（去勢）済
その他特徴（毛色、性格など）			
毛色：白（背中に模様有） 性格：臆病			
	繁殖者の氏名（名称）	登録番号	住所
	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇
	前飼い主の氏名（名称）	登録番号	住所
	同上	同上	同上
販売または引渡	販売（引渡）日	販売担当者氏名	
	2020/00/00	〇〇 〇〇	
	販売（引渡）先の氏名（名称）	登録番号	住所
	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇
	販売（引渡）先が動物の取引に関する法令に違反していないことの確認 （登録済みの販売業者であること、適切な飼養管理をしていること等）		
	実施済み・未実施		
	顧客への情報提供、対面説明及び顧客による署名確認		
	実施済み・未実施		
死亡	死亡日	死亡原因	

② 繁殖実施状況記録台帳

参考様式

繁殖実施状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 ☐販売 ☐貸出し ☐展示

動物の種類

交配等 年月日	雌 (個体識別番号、名称等)	雄 (個体識別番号、名称等)	出産・産卵 予定日	出産・産卵 年月日	出産・産卵数	出産・産卵後の雌の 状態	新生子・卵の 状態	犬又は猫に係る記入欄				備 考
								雌の交配時の 年齢	雌の生涯出 産回数	今後繁殖の用に供する 可能性(繁殖に供するこ とをやめた年月日)		
										雌	雄	
						健・否	健 康： 疾 病 等： 死 亡 等：	歳	回 目	有・無 ()	有・無 ()	

備 考

- 1 「雌」「雄」欄には、動物の識別番号、名称等、交配した個体を特定する情報を記入すること。
- 2 「交配等年月日」欄には、交配年月日（交配年月日が明確でない場合は同居開始年月日）等を記入すること。
- 3 犬猫において、帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果（次回の繁殖に対する指導・助言内容等）を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること。
- 4 「新生子・卵の状態」欄には、出産又は孵化時の「健康」「疾病等」「死亡等」の個体数を記入すること。卵の場合にあっては、孵化年月日又は期間を併記すること。
- 5 この台帳の大きさは、日本産業規格A4とすること。



③ 診断書

(参考例)

診断書

実施した個体：

診断結果： 健康 ・ 治療の必要あり
(所見等)

今後の繁殖の適否： 適 ・ 否 ※繁殖に供する個体の場合

今後の飼育において留意すべき事項等：
(所見等)

年 月 日

獣医師の氏名：

動物病院等の名称：

所在地：

電話番号：

健康診断において、特にチェックが必要な内容		異常	
		有	無
問診	日頃の飼育方法や管理状態、食欲、体調について気になる点がないか等		
行動の確認	常同行動等の異常（攻撃性や不安状態等も可能なら確認する）がないか等		
身体の確認	全身（被毛の状態、削瘦や肥満がないか等）		
	眼の周囲（目やに等で視力に影響がないか等）		
	口の周囲（歯や歯石の状態に異常がないか等）		
	四肢（肉球に傷がないか、爪が伸びすぎていないか等）		
	肛門周囲（糞尿が固着していることがないか、傷やただれがないか等）		
	生殖器の状態（傷やただれがないか、今後繁殖に供しても問題ない状態か等）		
他に実施した検査	血液検査の結果等があれば添付		

※動物愛護管理法第 41 条の 2 に基づき、虐待等を受けたと思われる動物を発見した獣医師は都道府県等に通報する義務がある。

(獣医師による通報)

第 41 条の 2 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたとと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

- ・ 1 年以上継続飼養している犬猫が対象（オス・メスとも）
- ・ 獣医師による健康診断（今後の繁殖可否）

④ 出生証明書

参考様式

帝王切開実施に係る出生証明書及び診断書

飼育者 店名・屋号 _____
氏名 _____
住所 _____ 電話番号 _____

帝王切開実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

帝王切開を実施した個体（母体）

動物種		品 種	
名 前		生年月日	
性 別		体 重	
		MC 番号	

帝王切開を実施した個体（母体）の診断

健康診断の内容		異常	
		有	無
問診	日頃の飼育方法や管理状態、食欲、体調について気になる点がないか等		
行動の確認	常同行動等の異常（攻撃性や不安状態等も可能なら確認する）がないか等		
身体の確認	全身の状態（被毛の状態、削髪や肥満がないか等）		
	目の周囲（目やに等で視力に影響がないか等）		
	口の周囲（歯や歯石の状態に異常がないか等）		
	四肢の状態（肉球に傷がないか、爪が伸びすぎてないか等）		
	肛門周囲（糞尿が固着してないか、傷やただれがないか等）		
他に実施した検査	血液検査などの結果等があれば添付		
診 断 結 果	健康 ・ 治療の必要有		
	所見等		
今後の繁殖の適否	適 ・ 否		

出生証明

出産した胎児の数 _____ 頭（うち生存数 _____ 頭）

上記のとおり健康診断及び帝王切開手術を実施いたしました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

病院名 _____
所在地 _____
電話番号 _____
獣医師名 _____

- ・ 犬猫が「帝王切開」で出産した場合
- ・ 「診断書」は別に必要

※帝王切開は必ず獣医師



※日付を書き入れる方式の例

飼養施設及び動物の点検状況記録台帳

飼養施設の所在地：

[illegible]

備考

- 2 この台帳の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。



⑤

飼養施設及び動物の点検状況記録台帳

(販売 ・ 保管 ・ 貸出 ・ 訓練 ・ 展示 ・ その他)													
年 月		飼養施設の点検等の状況						動物の数及び状態の点検				点検担当者氏名	備考
日	点検時間	清掃		消毒		保守点検		数		状態			
		済	否	済	否	済	否	異常無	異常有	異常無	異常有		
1	:												
2	:												
3	:												
4	:												
5	:												
6	:												
7	:												
8	:												
9	:												
10	:												
11	:												
12	:												
13	:												
14	:												
15	:												
16	:												
17	:												
18	:												
19	:												
20	:												
21	:												
22	:												
23	:												
24	:												
25	:												
26	:												
27	:												
28	:												
29	:												
30	:												
31	:												

※月ごとに作成する方式の例

④

※「販売業」・「貸出業」・「展示業」・「譲受飼養業」など
「個体ごとの管理台帳」を調製する場合は省略可

第一種動物取扱業遵守基準細目第6条第4号関係

參考樣式第 11

取引状況記録台帳

動物取扱業の種別： ☐販売 ☐保管 ☐貸出し ☐訓練 ☐展示 ☐その他（ ）

年月日	取引の相手方	取引内容	相手方の 関係法令遵守の状況 遵守・違反	担当者 氏名	備考
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)			

備考

- 1 「取引の相手方」欄には、相手方が第一種動物取扱業者である場合にその登録番号を記入すること。
- 2 「取引内容」欄には、仕入れ、販売等の取引の区分を記入すること。
- 3 「相手方の関係法令遵守の状況」欄については、動物の取引に関する関係法令について違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取した場合、特に特定動物の取引に当たっては、相手方が法第 26 条第 1 項の許可を受けていることを許可証等により確認した場合に「遵守」を○で囲むこと。また、聴取により違反が確認された場合には「違反」を○で囲むこと。



【その他】定期報告届出書

様式第11の2（第10条の3第1項関係）

福岡市長 殿

年 月 日

届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

動物販売業者等定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称							
2 事業所の所在地							
3 登録年月日	年 月 日						
4 登録番号							
5 年度当初に所有していた動物の合計数	犬： 頭、猫： 頭、 その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、爬虫類： 頭						
6 年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
7 年度中に販売若しくは引渡しをした動物の月ごとの合計数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
鳥類							
爬虫類							

8 年度中に死亡の事実が生じた動物の月ごとの合計数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
9 年度末に所有していた動物の合計数	犬： 頭、猫： 頭、その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、爬虫類： 頭						
10 犬猫以外の動物に含まれる品種等							
11 備考							

備考

- 1 年度途中に登録を受けた場合には、5については登録を受けた時点の頭数を、6から8までについては、登録を受けた日以降の月ごとの合計頭数を記載すること。
- 2 令和2年6月1日現在で、既に第一種動物取扱業の登録を受けている者は、令和2年度に係る報告については、5については令和2年6月1日時点の頭数、6から8までについては令和2年6月以降の月ごとの合計数を記載すること。
- 3 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「11 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 4 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

定期報告届出書

→前年度分(4～3月分)を5月30日までに提出する。郵送・FAX・メールでの提出可。
※死産も算入すること。



④ 重要事項の説明について

販売に際しての情報提供の方法等

動物を販売する場合の手順

1. 動物を購入する者に直接見せる（現物確認）

※事業所で実施すること

2. 動物について対面で、書面又は電磁的記録を用いて、18項目の説明を行う。（対面説明）

※購入者の署名等を貰うこと

※販売の相手方が第一種動物取扱業者である場合、その動物の特徴等について説明をすることで売買可能です。

8 販売に際しての情報提供の方法等

動物（哺乳類・鳥類・爬虫類）を販売する場合には、あらかじめ、動物を購入しようとする者に対し、その事業所において、その動物の現状を直接見せる（現物確認）と共に、その動物の特徴や適切な飼育方法等について対面で文書（電磁的記録を含む）を用いて説明（対面説明）することが必要となります。（例えばインターネット上のみで売買契約を成立させることは禁止されます。）

対面説明が必要な18項目

- ① 品種等の名称
- ② 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- ③ 平均寿命その他の飼育期間に係る情報
- ④ 飼育又は保管に適した飼育施設の構造及び規模
- ⑤ 適切な給餌及び給水の方法
- ⑥ 適切な運動及び休養の方法
- ⑦ 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- ⑧ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
- ⑨ 前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
- ⑩ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- ⑪ 性別の判定結果
- ⑫ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- ⑬ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- ⑭ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
- ⑮ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
- ⑯ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- ⑰ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
- ⑱ 前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼育又は保管に必要な事項

⑤ マイクロチップ情報の登録
変更登録について



犬猫繁殖・販売事業者の義務

【犬猫の繁殖事業者】

- ・ マイクロチップの装着・指定登録機関への登録
(91日齢、若しくは販売までに実施)
- ・ 販売時に登録証明書を購入者に提供

【犬猫の販売事業者】

- ・ 導入時に指定登録機関で変更登録
- ・ 販売時に登録証明書を購入者に提供
- ・ 購入者に変更登録について説明（実施をうながす）

環境省指定登録機関でのマイクロチップ情報登録



動物の愛護及び管理に関する法律に基づく

犬と猫のマイクロチップ情報登録

English >

マイクロチップ情報登録制度

指定登録機関について

ダウンロード

よくある質問

お知らせ

お問い合わせ

オンラインでマイクロチップ情報を登録しましょう

動物愛護管理法により、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられています。
(重要)狂犬病予防法に基づく犬への狂犬病の予防注射やお知らせハガキに関するお問い合わせが増えています。
コールセンターでは回答できませんので、お住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。

犬や猫の飼い主の方



ペットとして犬や猫を飼っている方

動物取扱業関連の方



第一種・第二種動物取扱業の方



現在の登録頭数

犬 1,114,675 頭 猫 457,981 頭

環境省指定登録機関でのマイクロチップ情報登録

動物取扱業者関連の手続一覧

動物取扱業者関連（ブリーダー、ペットショップ等）が、マイクロチップ情報の登録等の手続を行えます。

1頭ずつの登録・変更

マイクロチップ情報の登録



以下の場合に、所有者と犬や猫の情報を登録してください。

- 犬や猫をペットショップなどに販売する前
- 繁殖などのために犬や猫を取得する場合

所有者の変更登録



犬や猫をペットショップがブリーダーから仕入れた際などには、所有者の変更を登録してください。

登録事項の確認・変更



住所や連絡先などが変わったときは、登録事項を確認し、登録されている情報を変更してください。

[登録事項を確認せずに変更する場合はこちら →](#)

登録証明書の再交付



犬や猫の登録証明書を紛失した際には、再交付を受けることができます。

死亡の届出



犬や猫が亡くなったら、死亡を届け出てください。

登録証明書

様式第24（第21条の7第3項関係）

第 号

登録証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5第1項の登録をする。
よってこの証明書を交付する。

環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会

登録日： 年 月 日

01. 登録を受けた犬又は猫に装着されている マイクロチップの識別番号	399000000999999
02. 登録記号	3fypRVUFwU
03. 犬又は猫の別	☒ 犬 ☐ 猫
04. 犬又は猫の品種	柴犬
05. 犬又は猫の毛色	赤
06. 犬又は猫の生年月日	令和4年 4月 25日
07. 犬又は猫の性別	☒ 雄(オス) ☐ 雌(メス)

本登録証明書は、今後の申請や届出の際に必要となりますので、お手元で大切に保管してください。
登録内容の更新は、こちらより行ってください。


<https://reg.mc.env.go.jp/>

お問い合わせ
番号

犬と猫のマイクロチップ情報登録
系統大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会
TEL:03-6384-5320
Email:info@mc.env.go.jp

※この登録証明書は、登録の犬または、猫の顔写真と併せて提出すること。



環境省指定登録機関でのマイクロチップ変更登録



動物の愛護及び管理に関する法律に基づく

犬と猫のマイクロチップ情報登録

マイクロチップ情報登録制度

指定登録機関について

ダウンロード

よくある質問

お知らせ

お問い合わせ

[ホーム](#) > 犬や猫の飼い主の手続一覧

犬や猫の飼い主の手続一覧

ペットとして犬や猫を飼っている方（動物取扱業以外の方）が、マイクロチップ情報の登録等の手続を行えます。

所有者の変更登録



以下のような経緯で本サイトの「登録証明書」をお持ちの方は、登録されている情報をご自身の情報に変更し、所有者を変更してください。

- ブリーダーやペットショップから犬や猫を購入した
- 本サイトに登録済みの犬や猫を他の方から譲渡された

マイクロチップ情報の登録



動物病院等で犬や猫にマイクロチップを装着したり、行政から犬や猫と共に「マイクロチップ装着証明書」を譲り受けた際に、飼い主と犬や猫の情報を登録してください。

登録事項の確認・変更



住所や連絡先などが変わったときは、登録事項を確認し、登録されている情報を変更してくだ

登録証明書の再交付



飼っている犬や猫の登録証明書を紛失した際には、再交付を受けることができます。

死亡の届出



犬や猫が亡くなったら、死亡を届け出てください。

環境省指定登録機関でのマイクロチップ変更登録

動物取扱業者関連の手続一覧

動物取扱業者関連（ブリーダー、ペットショップ等）が、マイクロチップ情報の登録等の手続を行えます。

1頭ずつの登録・変更

マイクロチップ情報の登録



以下の場合に、所有者と犬や猫の情報を登録してください。

- 犬や猫をペットショップなどに販売する前
- 繁殖などのために犬や猫を取得する場合

所有者の変更登録



犬や猫をペットショップがブリーダーから仕入れた際などには、所有者の変更を登録してください。

登録事項の確認・変更



住所や連絡先などが変わったときは、登録事項を確認し、登録されている情報を変更してください。

[登録事項を確認せずに変更する場合はこちら →](#)

登録証明書の再交付



犬や猫の登録証明書を紛失した際には、再交付を受けることができます。

死亡の届出



犬や猫が亡くなったら、死亡を届け出てください。



⑥狂犬病予防接種の徹底について

狂犬病予防接種の徹底について

【生後90日齢を超えた犬】

狂犬病予防法第5条による義務

- ・年に一回の狂犬病予防接種
- ・狂犬病予防注射済票の交付・装着



⑦業務停止及び取消事例の紹介

業務停止及び取消事例の紹介

施行規則第2条第2項第2及び3号関係		年 月 日
動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類		
申請者	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 住 所 〒 電話番号	
以下の者は、下記事項のいずれにも該当しません。		
☐ 申請者 ☐ 当該法人の役員 ☐ 環境省令で定める使用人 ☐ 動物取扱責任者		
事 項		
1 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者		
2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者		
3 法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から5年を経過しない者		
4 法第10条第1項の登録を受けた者（以下「第一種動物取扱業者」という。）で法人であるものが法第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分の日から5年を経過しないもの		
5 法第19条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者		
5の2 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
6 この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第10条第2号（同法第9条第5項において準用する同法第7条に係る部分に限る。）若しくは第3号の規定、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第69条の7第1項第4号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第5号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第70条第1項第36号（同法第48条第3項又は第52条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第72条第1項第3号（同法第69条の7第1項第4号及び第5号に係る部分に限る。）若しくは第5号（同法第70条第1項第36号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第27条第1号若しくは第2号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者		
7の2 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者		
備 考 この書類の大きさは、日本工業規格A4とすること。		

【動愛法第19条】

動愛法第12条第1項第1号、第2号、第4号、第5号の2から第9号に該当する場合

業務停止または登録取り消し
を命ずることができる

業務停止及び取消事例の紹介

- 法人登録による第一種動物取扱業者
- 法人が破産
 - ※破産管財人である弁護士が廃業届を提出
- 動物愛護管理法第12条第1項第2号(破産)に該当
- 動物愛護管理法第12条第1項に規定する登録拒否要件に該当
(当該法人は破産手続終了後に消滅予定)

⑧無麻酔での歯石取りについて

【福岡県農林水産部畜産課からのお知らせ】

無麻酔下の飼育動物に対する歯石除去

- 出血や疼痛等の衛生上の危害を生ずるおそれ
- 獣医師の獣医学的判断・技術が必要な診療行為

獣医師以外の者が行った場合、**獣医師法第17条に抵触するおそれ**がある。





参考

○ 獣医師法（昭和24年法律第186号）

第十七条

獣医師でなければ、飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る。）の診療を業務としてはならない。

○ 獣医師法施行令（平成4年政令第273号）

第二条

法第十七条の政令で定める飼育動物は、次のとおりとする。

- 一 オウム科全種
- 二 カエデチヨウ科全種
- 三 アトリ科全種

ご清聴ありがとうございました。

お疲れ様でした。

